

議案第 21 号

公の施設の区域外設置に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 3 第 1 項の規定により、別紙協議書のとおり岡山県鏡野町から協議があったので、同条第 3 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 29 年 3 月 8 日

三朝町長 吉 田 秀 光

公の施設の区域外設置に関する協議書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 3 第 1 項の規定により、高清水トレッキングコースを鳥取県三朝町の区域に下記のとおり設置する。

平成 29 年 月 日

鏡野町長 山 崎 親 男

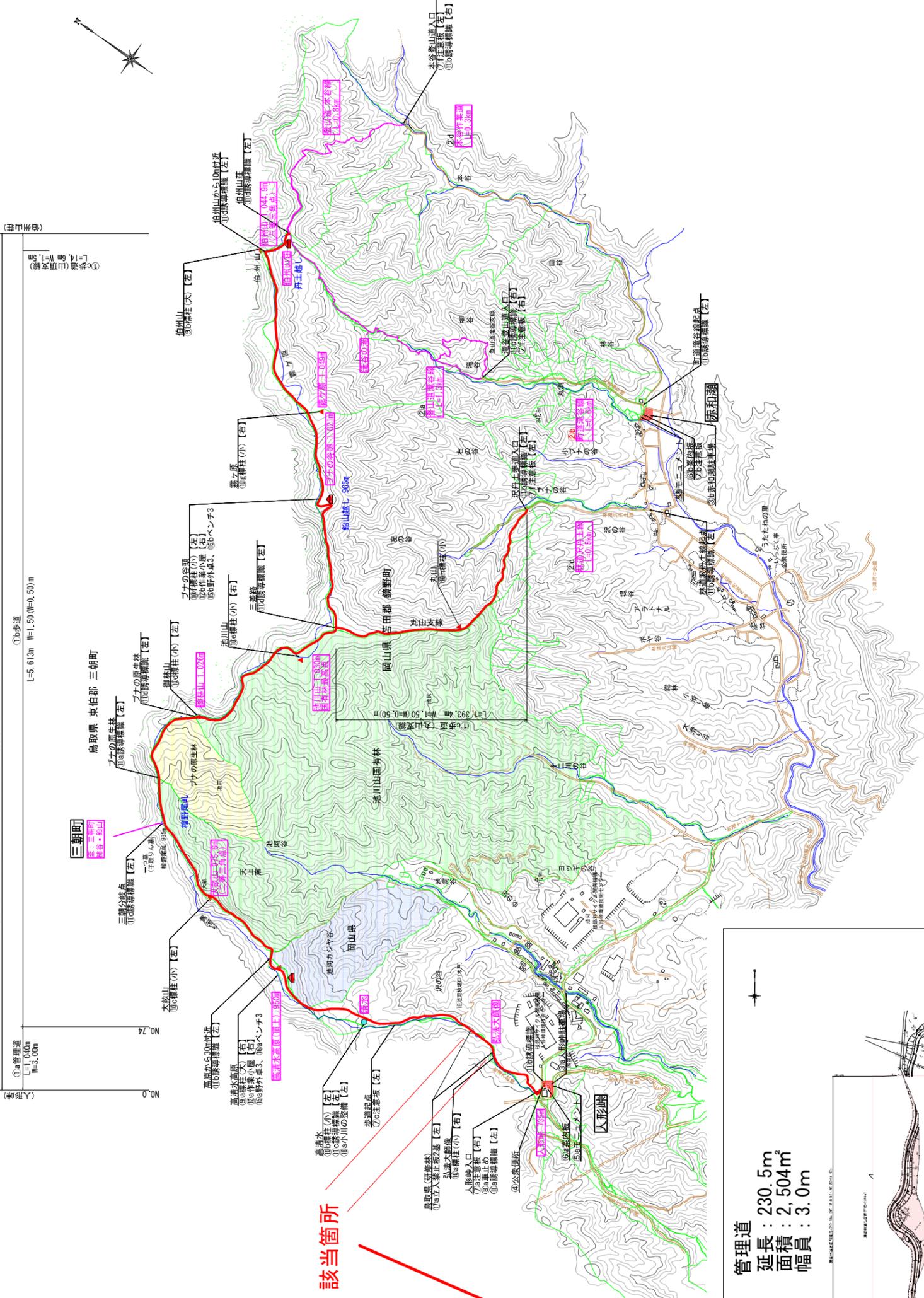
三朝町長 吉 田 秀 光

記

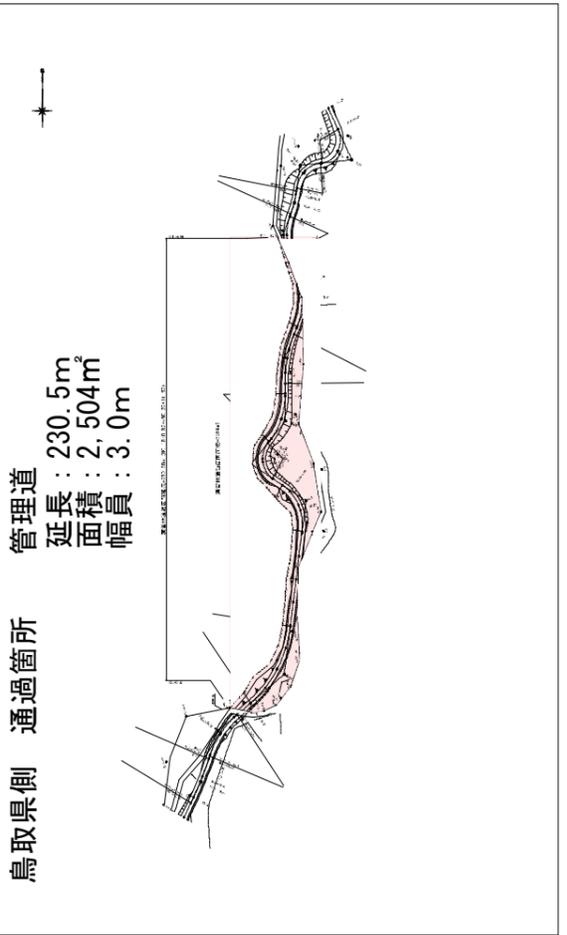
- 1 施設の名称 高清水トレッキングコース
- 2 設置の目的 森林や自然に触れ合うことにより、山の大切さなどの理解を深める機会をつくり、また町民の健康増進を図ることを目的とする。
- 3 設置の場所 鳥取県三朝町大字木地山 1240-1 地番の一部
- 4 経費の負担 施設の設置及び維持管理に関する経費については、鏡野町が負担する。
- 5 位 置 図 別紙のとおり

高清水トレッキングコース整備事業 位置図

高清水トレッキングコース整備事業 事業計画 (案) 平面図 延長8,061m (支線を含む)



該当箇所



路線名	高清水	事業名	高清水トレッキングコース整備事業
林道区分	一級	設計速度	一 時/h
年度	平成28年度	施行主体	鏡野町
名称	平面図		
施工地	岡山県 吉田郡 鏡野町 上瀬原 地内		
縮尺	1:10,000	審査者	設計者